

令和6年度香川地方最低賃金審議会  
第2回香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業  
最低賃金専門部会議事録

令和6年9月27日（金）  
高松サポート合同庁舎  
702会議室

出席者           公益側           東、籠池  
                  労働者側       立石、中塚、中原  
                  使用者側       家田、檜垣、宮崎

議 題           (1) 参考人意見聴取について  
                  (2) 最低賃金に関する基礎調査結果について  
                  (3) 香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について  
                  (4) その他

○賃金室長

それでは定刻となりましたので、ただ今から「船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金」の第2回専門部会を開催いたします。

本日はご多忙の中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。

専門部会の開催にあたり、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。

本日、柴田委員が欠席されておりますが、全委員の3分の2以上であります8名の委員が出席されておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数を満たしておりますことをご報告

いたします。

机上にあります資料について説明いたします。

まず、最低賃金に関する基礎調査結果です。

また、本審の委員以外の特定最低賃金の専門部会の委員の皆様には、「2024(令和6)年度 労働行政のとりくみ」、「香川働き方改革推進支援センター」の利用案内、「業務改善助成金」のご案内、「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」団体推進コースのご案内、「働き方改革推進支援助成金」業種別課題対応コース（運送業、病院等、建設業）のご案内を配付しておりますので、ご参考にしてください。

資料に不足はございませんでしょうか。

本日は、柴田部会長が欠席ですので籠池部会長代理に、議事の進行をお願いいたします。

#### ○籠池部会長代理

それでは、議題（1）の「参考人意見聴取について」です。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

はい、説明いたします。

参考人意見聴取につきましては、先日の合同専門部会においてご確認いただきましたとおり、関係労使から提出されました意見書をもって、意見聴取に代えることとしております。

合同専門部会の際に、資料の8-1、8-2として配付させていただき、本日持参いただいていると思います。よろしく願いいたします。

○籠池部会長代理

それでは、委員の皆様はすでに目を通していただいていることとは思いますが、この意見書につきまして、労働者側、使用者側の順で、簡単に補足をお願いしたいと思っております。

まず、労働者側からお願いします。

○中塚委員

皆様、お疲れさまです。本日はよろしくお願いいたします。労働者側から、私、中塚から補足等を説明したいと思っておりますが、まず、この資料の8-1です。先ほど部会長代理から言われたとおり、資料、皆さんお目通しいただいていると思っておりますので、私たちの思いを少し付け加えたいと思っております。

現在、国が賃上げ等々を促している中、賃金交渉は労使の合意のもと結果が出ております。これを受けて、特定最低賃金を上げない理由はないと思っております。

また、鋼材価格等々の上昇ということもありますが、これに加えて物価上昇も同じようにしております。

東京の地域別最低賃金は、もう1,163円となっております。この船舶の特定最賃との差が122円差、有意性を取るのであれば、本当であれば、この後開催される公労の会議において、この122円差を埋めていきたいぐらいの123円と言いたいところではございますが、そういったところはさすがに難しいと思っております。しかしながら、この金額に対して我々の作業、仕事内容、皆さんご存じだと思いますが、今夏の猛暑の中、熱中症、また、そういった対策もできなくて、今期、熱中症での休業災害も発生しております。そういった中、東京での最低賃金1,163円で、ここにおられる皆さんのお子さんやお孫さんまで、この金額をもって、この軽作業と、私たちが働いている3K職場と言われる作業と、その金額の差があってもいいものかと考えております。

また、昨年も 40 円近い特定最低賃金の上昇がありました。こういった中で香川県でも、周りの県等の様子を見ながらではありますが、まだまだ 1 円とか、1 円の位とか、20 円、30 円で、この部会を進めていくわけにはいかないと思っております。今年も目安はありますが、そういったところを見据えながら交渉に臨んでいきたいと思っております。多いところであれば、鉄鋼の方で 70 円プラスというところも出ました。地域別最低賃金でいえば徳島で 80 円というのも出てきています。そういったところで、本当に皆さん、人として賃金アップを真剣に考えていきたいと思っております。

私たち以外にも、ここに書かれておりますが、非正規、また、今重要である人材不足の中、外国人労働者も含めてこの賃金改善に臨みたいと思っております。

以上です。

#### ○立石委員

立石です。よろしく願いいたします。

私どもとしましても、やはり、全体的に生活がなかなか難しくなっている昨今でございますけれども、物価上昇だけではなく、働く人たちの思い、人材不足に悩んでいるということを知るので、どこに原因があるのかということも経営者の方たちはご存じのはずでございます。というところも踏まえまして、よりよい環境づくりは大前提の下、人材確保をお願いしたいということと、利益が出ないのにどうするのだという根本的なところもございましょうけれども、ただ、利益を出して、下の関係会社、そこへの利益の分配、そして労働者への分配と、今、非常に取り巻く環境は大変だと思っておりますが、そういったところをきっちりとこの時代、乗り切っていかななくては、経営者としてどうなのかなというところは問われていると思っておりますので、最低賃金はその入り口だと思って、是非とも、よりよい交渉をできたらなと思っております。

私のほうからは以上です。

○ 中原委員

中原です。よろしくお願いします。

協力会社等のお話が立石委員のほうから出ましたけど、現場で働いている人の協力をしてくれている関係企業の人たちに関しましても、人材が集まらないというような問題が発生している状況であります。そういった職人が集まらないという状況は、建築関係に人が流出しているということにもまた1つ問題がありますけど、ここでやっぱり造船業、それから船用機器等の魅力ある環境をつくっていくのも、この最低賃金の1つの考え方かなと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○ 籠池部会長代理

ありがとうございました。他の委員の方よろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側お願いします。

○ 宮崎委員

四国ドックの宮崎です。今年、初めてこういう場に出させていただいて、いきなりこういうようなお話をするのちょっと難しいところはあるのですが、意見書を出させていただいたところを少し読み上げながら、私ども、管理部門で仕事をさせてもらっていますし、最近、総務関係の仕事も担当しておりますので、今の現場の状況とか、人材のリクルートの関係ですね、そういったところも補足させていただきながら、意見書を述べさせていただけたらと思います。

資料は、前にお出しさせていただいたところから、そのまま読み上げる形を、ちょっと抜粋しながら、させていただこうかなと思っていますので、そちらのほうを見ていただけたらと思います。

今、取り巻かれる外部環境というのは、非常に異動が大きくて、特に造船に関係するところでいいますと、為替の部分は非常に会社の業績に大きく影響を与えています。ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、私ども、造船というと大体為替での取引が多くなってくるのですが、造船所によったら、非常にこの為替で助かっているというところもございしますが、外貨建ての取引が逆に少なくて、円での契約が中心になっているところでは、この2、3年厳しい状況です。

この2、3年前あたりから、鋼材が高騰して、かなり業績的には打撃が厳しい状態でした。とはいえ、人材面、いろいろ確保するのに苦労しており、従業員の給与等の部分も、人件費の見直しなんかのところも、会社でできる範囲のことは、ここ2年あたりベースアップもさせていただいています。

とはいえ、まだまだ今年も来年も、仕事の量としては3年先ぐらいまでは受注はしているものの、やっぱり鋼材の動きとか資機材、それに伴う人件費の高騰ですね、この2、3年先のコストというのが非常に読みにくい状況です。そういったことも意見書には書かせていただいています。そんな中で、やはり造船は人がつくるものと私も思っておりまして、人をいかに雇用しながら継続を、雇用を維持していくかというところは、本当にこれから大きな課題だと思っています。

一方で、生産できる年齢層の問題ですね、ここ最近、高校生のリクルート活動もいろいろさせていただいている中で、非常に高校生の就職というところも厳しくなっています。私ども、おととしまでは高校生の採用をしっかりとできていたのですが、去年は高校生がゼロという状況でした。いろいろな高校のリクルート、先生と面談なんかもいろいろしたのですが、やっぱり少子化で、人材自体が、就職希望者自体が少なくなっているという実情、かつ、私どもの現場で働くという、今、中塚さんも言われていましたけど、3K

の職場ですね、やっぱりそういったところがなかなか、親、ご両親の世代とかですね、高校生のほうにいい意味の伝わり方がしてないところが実情なのかなと思います。

そういう意味も含めて使用者側も、特に初任給のところの部分は、従業員のベースアップをあわせてやりながら、高校生向けの初任給というところも大幅に見直しを今、しているところです。なので、できる限りのことは使用者側もこれからやっていこうとは思いつつ、とはいえ、私どもの状況的にはやっぱり、特に中国あたりの造船のシェアの問題もございますし、会社を存続させていくための業績の安定といいますか、利益確保というのはまずあって然るべきところがございますので、そのあたりのところは労働者の方にも協力いただきながら、会社の利益を残していきながら、ウィン・ウインの関係で継続していけるような形をこれからもつくっていきたいなと思っています。そのようなことを意見書の中に書かせていただいています。

以上です。

#### ○籠池部会長代理

他の委員の方々、よろしいでしょうか。

#### ○檜垣委員

檜垣です。一言述べさせていただきます。

使用者側意見書でも記載していますとおり、造船業界は中国と韓国との本当に厳しい国際競争の中に現在います。毎年、中国の建造シェアは拡大しており、2023年には、何と受注量においては60%となっております。以前は、日本の造船所は、日本は造船王国と言われておりましたけど、今はだんだんそのシェアも縮小して、本当に10%前後になっております。つい数年前まで、国として20%を目指すと言っていたのですが、だんだんそういうシェアも小さくな

ってきております。

また、労働者側の意見書にありましたとおり、中国と韓国は公的支援によって競争自身がひずんだ状態になります。造船業として一番大事なことは皆さんが言われているとおり、いかに人手不足を解消するかというのが、これが会社にとって一番大きな問題であって、会社一丸となって、どのようにしたらいいのだろうかということで、総務、勤労と、躍起になっております。しかしながら、中国と韓国と、コスト競争力を維持しながら、この人手不足の解消を図っていかねばいけないという大きな題目があるのではないかと考えております。

人手不足を解消するには、賃上げはもちろん必要です。それでやはり、今現在どこも言われているようにDX化とか、省人機器の導入等が考えられるのではないかと考えます。

現在、賃上げをして労働者の確保を一生懸命やっておりますけど、なかなか集まらないのが現状でないかと思っています。先ほど言われていたように、造船所は3Kとかいろいろ言われて、なかなか日本人の確保は難しい状態で、特に協力会社のほうは、日本人はほとんど入らなくて、要は技能実習生に頼らなければいけない現状があるので、ほとんどの企業は、日本人は入っていないのではないかと考えます。ほとんどの会社というか造船所が、外国人による比率が3割、4割とだんだん上がっています。

そういう、以上述べたような観点から考えると、コスト競争力を維持しながら人手不足を解消するには、やはり省人装置の導入がかなり有効でないかと思っています。しかしながら、省人装置は企業に大きな費用をもたらします。そういうことも考えながら賃上げも考えていかねばならない、企業は大きな、今後生き残るためには省人装置が必要、しかし賃上げも必要、そういうようなことを考えながら、現在のデフレ脱却の環境を考えながら、適度な賃上げをしていかねばいけないと思っています。



最後に、現在香川県の船舶最低賃金は愛媛県や広島県と比較しても見劣りしない金額であるということをつけ加えさせていただきます。

以上です。

#### ○家田委員

家田です。よろしくお願いします。

私から短くお伝えしたいと思うのですが、私の観点としては、まずやっぱり、先ほどお話もありましたが為替ですよね。為替はどこの企業に対してもいろんな影響を及ぼします。造船ではなくて船用工業ですけども、資機材というか、材料からいろいろ買入れをするのに、やっぱり為替が、円が安くなると自然と値上がりしてしまうということで、収益を圧迫します。皆さん、為替ご存じかと思いますが、この上半期だけで平均すると154円と、直近では145円台になっていきますけども、上期の時点で既に154円台で推移したということで、これ、小さい話ですがそれだけで2%から3%ぐらい、自然にコストを圧迫されているということになっておりますので、収益としては非常に苦しい状況になっているのが事実として1つございます。

それからもう1点は、先ほど組合さん側からもお話がありましたように、確かに人材を確保する上で、魅力ある職場環境は我々も当然つくっていくことに協力したいとは思っておりますけども、もちろん賃金も上げられる範囲では上げてはいきたいと思っておりますけども、そこにもやはり正直限界があるのは事実でして、じゃあ、それ以外ならどうするんだということで、より働きやすい、3K職場かもしれないけども、その中でも働きやすい職場環境づくりということでやっておりまして、例えば先ほどおっしゃったように熱中症、これはもう本当に、働きやすい以前に命を守るために、労使協力して取り組んでおります。

なかなか、現場の環境によって何でもかんでもできないという難しい面はあるのですけれども、これはもう既に労使一体となって取り組んでいるということがありますし、あるいは、働きやすい環境づくり等、賃上げ一辺倒だけではなくて、それ以外の面でも、何とかこの業界の魅力ある環境づくりというものを、今後話し合いながらやっていければなと思っております。

以上です。

#### ○籠池部会長代理

それぞれのお立場からの貴重な意見であり、この後の金額審議に当たりまして、双方とも十分に斟酌いただきますようお願いしたいと思います。

それでは、次に、議題（２）の「最低賃金に関する基礎調査結果について」に移ります。

事務局から説明をお願いします。

#### ○賃金室長

それでは、本日お配りしております資料をご覧ください。

今年度の最低賃金に関する基礎調査結果のうち、船舶製造・修理業、船用機関製造業における結果でございます。

まず、１ページの「１ 最低賃金に関する基礎調査結果概要」です。この調査は、最低賃金の改正等の審議資料とするために、県内の中小零細企業、事業所で働く労働者の賃金の実態を把握することを目的として、今年６月分の賃金について調査を実施しております。民営事業所が対象でございまして、製造業、新聞業、出版業が 100 人未満、卸売業、小売業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、医療、福祉、それから、他に分類されないサービス業が 30 人未満となっております。この中から一定の方法で抽出いたしました 1,874 事業所に対

しまして調査を依頼し、回答のありました 984 事業所、10,002 人の労働者について集計し、この中から特定最低賃金に係る対象業種の事業所を抜き出したものでございます。

船舶製造・修理業，船用機関製造業につきましては、85 事業所、995 人の結果に基づいて集計し、母集団に復元したものでございます。

次に、5 ページからの総括表（1）をご覧ください。これは、適用除外者を除いた基幹的労働者について集計したものでございます。総括表（1）は、賃金の階級ごとに、労働者数と構成比が累計の数字で示されております。上段が累積労働者数、下段の括弧書きは累積構成比となっております。

続いて、11 ページからの賃金分布表（4）をご覧ください。これは、適用除外者を含めたすべての労働者の賃金分布状況を表したものでございます。こちらの数字は累積ではなく、賃金の階級ごとに労働者数と構成比が示されたものとなっております。

5 ページからの総括表（1）、基幹的労働者について集計した表を再度ご覧ください。

左側の「時間当たり所定内賃金額」の欄の 1,041 円の行をご覧ください。

初めに用語の説明をしておきますと、現行の最低賃金額を下回っている労働者の割合を「未満率」といい、改正後の最低賃金額を下回っている人の割合を「影響率」といいます。

現在の最賃額が 1,041 円ですので、1,041 円を下回っている労働者の割合については、1,041 円の 1 円下、1,040 円の欄の右側、下段の累積構成比に 3.2%とあり、1,041 円を下回っている労働者が 3.2%いるということです。この 3.2%が「未満率」ということになります。

また、仮に、これを 10 円引き上げて 1,051 円としますと、1,050 円の欄の右側下段の累積構成比に 5.4%とあり、1,051 円に引き上

げると 5.4%の労働者が下回るということになります。これが「影響率」ということになり、上段の累積労働者数 98 人に影響が出るということになります。

これらをグラフ化したものが 3 ページの未満率・影響率表になります。

最後に、総括表（1）の最終ページ、9 ページをご覧ください。一番下の行の左端に、第 1・20 分位数、第 1・10 分位数等とありますが、第 1・20 分位数であれば、労働者の賃金を低い方から並べたときに 20 等分に分けた低い方から見て最初の境界、つまり 5%のところの賃金額を示しています。ここでいうと 1,050 円となります。

以上でございます。

#### ○籠池部会長代理

ただ今の事務局からの説明について、ご意見、ご質問等はございますか。

（意見等なし）

#### ○籠池部会長代理

それでは、ないようですので、議題（3）の「香川県特定（船舶）最低賃金額改正の審議について」に移ります。

労使双方の意見、基礎調査結果及び各種資料等を参考とされまして、具体的な最低賃金額の提示を行っていただきたいと思います。

なお、金額審議に当たって、公益側といたしまして労使双方の委員の皆様には是非ともお願いしたいのは、特定最低賃金は、労使のイニシアティブにより設定されることが求められているということでございます。

言うまでもなく労使のイニシアティブにより設定されるということは、労使が歩み寄り、双方納得の上で決定されるということでもあります。

また、本審において、最低賃金審議会令第6条第5項適用の承認決議をいただいておりますが、これは全会一致で答申することを前提としております。

これらの点を十分にご認識いただき、効率的な審議にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、この後、各側より金額提示をお願いいたしますが、これまでの慣例によりますと、労・使の順で、金額提示を受けておりますが、本年もこの慣例により進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし。」の声あり)

#### ○籠池部会長代理

よろしいですかね。それでは労・使の順で、金額提示を受けることにします。

なお、金額提示に当たっては、その根拠についての考え方を述べていただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

各側の控室等について、事務局より説明をお願いします。

#### ○賃金室長

各側の控室についてご案内いたします。

公労・公使会議は、この702会議室、労側控室は2階の第1会議室、使側控室は2階の第3会議室を用意しております。

公労会議の前に打ち合わせ時間は必要でしょうか。

#### ○労働者側委員

必要ありません。

○籠池部会長代理

直ちに公労会議を始めてよろしいですかね。

それでは、公労会議を始めますので、使用者側は控室にお移りください。

事務局、ご案内をお願いします。

(公労委員、公使委員で行う金額審議について非公開)

(全体会議)

○籠池部会長代理

お待たせいたしました。

一点訂正がございまして、先ほど2回目の公使会議において、「目安以上であれば」という話の「目安」のご趣旨を確認いたしましたところ、「52円」ということなので、お伝えいたします。

そうしましたら、本日労使双方より金額提示を受け、その根拠も聴取させていただきましたが、双方の提示金額には隔たりがあります。

確認ですが、労働者側からは本日最終プラス58円、使用者側からはプラス25円ということであります。隔たりがあるので、次回、なんとか全会一致に向けて協議を進めさせていただければと考えております。

今回は、10月9日(水)の午後2時15分から、第1会議室での開催となりますが、是非、全会一致での合意に至りたいと考えておりますので、各側ともそれまでにご検討いただきますようお願いいたします。

本日以上ということになりますが、ほかに何かありますか。大丈夫ですかね。

(「はい」という声あり)

○籠池部会長代理

それでは、以上を持ちまして、第2回専門部会を閉会いたします。ありがとうございました。

――了――